

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和7年 7月 28日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市天王寺区上本町6-1-55		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 原 恭 電話番号: 06-6775-3357					
主たる業種	鉄道業	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年度から令和4年度の平均の平均の排出量を基準に、令和5年度から令和7年度の温室効果ガス排出量を年平均2%以上の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	役員をメンバーとする環境対策委員会において、令和2年度から令和4年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,350.4 トン	17,255.8 トン	16,546.2 トン		36.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	12,500.9 トン	16,368.6 トン	15,658.9 トン		28.1 パーセント	
	実績に対する自己評価	関西電力の温室効果ガス調整後排出係数が前年度より低下したことによって前年度比▲4%となったが、基準年度の増減率については36.9%であるため取組み強化に努める。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	鉄道業	事業活動に伴う排出の量 (客車走行キロ/10万)	4.56	6.35	6.06		36.08 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	関西電力の温室効果ガス調整後排出係数が前年度より低下したことによって前年度比▲4.6%となったが、基準年度の増減率については36.08%であるため取組み強化に努める。					
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	12 パーセント	12 パーセント	25 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	LED照明等の省エネ設備の導入、太陽光発電設備の試験運用の実施。					
	令和6年度	省エネ車両の導入やLED照明等の省エネ設備の導入、太陽光発電設備の運用に加え特急ひのりを再生可能エネルギー由来の電力で運行を開始。					
	令和7年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤には自社線または公共交通機関を利用する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	自家用車よりも温室効果ガス排出量の少ない公共交通機関を利用することで総排出量の抑制になっており、適正に実施されている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	駅に分別ごみ箱を設置し、廃棄物の削減およびリサイクルに努めており、使用済み乗車券等についてもダンボールにリサイクルしている。また、特急列車を活用した貨客混載事業にも取組み、温室効果ガス排出量削減に努めている。						
特記事項	第四期間の超過削減量2,661.8tのうち、令和5年度887.2t、令和6年度887.3t、令和7年度887.3tを差し引く。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。